

## 調査計画

- 1 調査の名称(■特定一般統計調査 □その他の一般統計調査)  
水産物流通調査(産地水産物用途別出荷量調査票)
- 2 調査の目的  
全国の主要漁港における主要水産物の用途別出荷量等を調査し、水産物の需給計画、流通施設の改善等を推進するための資料とすることを目的に実施する。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域的範囲(■全国 □その他)
  - (2) 属性的範囲(□個人 □世帯 ■事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)  
卸売業者、漁業協同組合及び仲卸業者
- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
  - (1) 報告者数  
約30漁業地区(約40事業所)(母集団の大きさ 約2,200漁業地区)
  - (2) 報告者の選定方法(□全数 □無作為抽出(□全数階層あり) ■有意抽出)  
直近の漁業センサス漁業地区名簿を基に、調査品目の水揚量が年間調査の当該品目のおおむね6割を占める約30漁業地区を調査区として有意抽出。抽出した調査区内に所在する産地卸売市場の卸売業者及び漁業協同組合をすべて調査する。
- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
  - (1) 報告を求める事項  
市場上場水揚量、用途別出荷量  
〔集計しない事項の有無〕 無■ 有□
  - (2) 基準となる期日又は期間  
調査対象年の1年間(1月1日～12月31日)
- 6 報告を求めるために用いる方法
  - (1) 調査系統  
農林水産省－民間事業者－報告者
  - (2) 調査方法  
■郵送調査 ■オンライン調査(□政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール) ■調査員調査 ■その他(FAX、電話)  
〔調査方法の概要〕  
民間事業者から報告者に郵送、オンライン又はFAXにより調査票を配布・回収する自計調査により行う。  
ただし、記入の指導等、対面での対応が必要な場合には、民間事業者が雇用した調査員の面接聞き取りによる他計調査により行う。  
また、報告者が独自に取りまとめているデータにより5(1)の報告を求める

事項が把握できる場合には、報告者が調査票に記入するのに代えて、民間事業者が本データの提供を受けることにより調査票に転記する他計調査の方法によることができる。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

1回限り  毎月  四半期  1年  2年  3年  5年  不定期  
 その他 ( )

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の配布 調査対象年の翌年2月下旬  
調査票の回収 調査対象年の翌年3月下旬

## 8 集計事項

品目別用途別出荷量 (全国及び漁港別)

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

### (1) 公表・非公表の別 ( 全部公表 一部非公表 全部非公表)

### (2) 公表の方法 ( e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

### (3) 公表の期日

ア 概要は、調査対象年の翌年5月末日までに公表する。

イ 詳細は、調査対象年の翌年12月末日までに公表する。

## 10 使用する統計基準等

使用する→ 日本標準産業分類  日本標準職業分類  その他 ( )

使用しない

本調査は、調査対象の選定に、漁業センサスの結果を基に作成する名簿を使用していることから、統計基準は使用していない。

また、本調査は、産業別の表章を行うことを目的とするものではないことから、調査結果の表章に統計基準は使用していない。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

### (1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票：3年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

### (2) 保存責任者

大臣官房統計部長

## 調査計画

- 1 調査の名称(■特定一般統計調査 □その他の一般統計調査)  
水産物流通調査(冷蔵水産物在庫量調査票)

2 調査の目的

全国の冷凍・冷蔵工場における水産物の入出庫量、在庫量等を調査し、水産物の在庫の動向を明らかにして、水産物の需給計画、価格安定対策等を推進するための資料とすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

- (1) 地域的範囲(■全国 □その他)  
(2) 属性的範囲(□個人 □世帯 ■事業所 ■企業・法人・団体  
□地方公共団体 □その他)  
冷凍・冷蔵工場

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

- (1) 報告者数  
約500事業所(母集団の大きさ 約4,900事業所)  
(2) 報告者の選定方法(□全数 □無作為抽出(□全数階層あり) ■有意抽出)  
直近の漁業センサスの結果を基に、冷凍・冷蔵工場の冷蔵能力の累積値が全国のおおむね7割を占める水産業の振興上特に重要な漁港等を含む54市区町村(消費地14・産地40)を有意抽出する。抽出した市区町村内に所在する冷凍・冷蔵工場の中から、当該市区町村全体の冷凍・冷蔵工場の冷蔵能力の累積値がおおむね8割に達するまで工場を選定する。

<消費地>

東京都区部、大阪市、川崎市、福岡市、神戸市、船橋市、横浜市、名古屋市、仙台市、札幌市、広島市、北九州市、千葉市、京都市

<産地>

函館市、釧路市、白糠町、森町、根室市、八戸市、神栖市、石巻市、気仙沼市、塩竈市、大船渡市、いわき市、ひたちなか市、宮古市、釜石市、女川町、焼津市、銚子市、静岡市、沼津市、三浦市、小樽市、紋別市、稚内市、留萌市、網走市、新潟市、青森市、境港市、浜田市、金沢市、下関市、唐津市、長崎市、鹿児島市、枕崎市、那覇市、佐世保市、天草市、指宿市

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求める事項  
品目別前月末在庫量及び月間入出庫量  
〔集計しない事項の有無〕 無■ 有□

(2) 基準となる期日又は期間

前月末在庫量は、調査対象月の前月末現在

月間入出庫量は、調査対象月の1か月間（1日～末日）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

農林水産省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法

郵送調査  オンライン調査 （ 政府統計共同利用システム

独自のシステム  電子メール）  調査員調査  その他（FAX、電話）

〔調査方法の概要〕

民間事業者から報告者に郵送、オンライン（政府統計共同利用システム及び電子メール）又はFAXにより調査票を配布・回収する自計調査により行う。

ただし、記入の指導等、対面での対応が必要な場合には、民間事業者が雇用した調査員の面接聞き取りによる他計調査により行う。

また、報告者が独自に取りまとめているデータにより5(1)の報告を求める事項が把握できる場合には、報告者が調査票に記入するのに代えて、民間事業者が本データの提供を受けることにより調査票に転記する他計調査の方法によることができる。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り  毎月  四半期  1年  2年  3年  5年  不定期

その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

- ・ 調査票の配布：調査対象月の翌月上旬
- ・ 調査票の回収：調査対象月の翌月末

8 集計事項

(1) 品目別月間在庫量

(2) 品目別月間出庫量

(3) 品目別月末在庫量

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別（ 全部公表  一部非公表  全部非公表）

(2) 公表の方法（ e-Stat  インターネット（e-Stat以外）  印刷物  閲覧）

(3) 公表の期日

ア 月報は、調査対象月の翌々月の末日までに公表する。

イ 年報は、調査対象年の翌年12月末日までに公表する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

■使用しない

本調査は、調査対象の選定に、漁業センサスの結果を基に作成する名簿を使用していることから、統計基準は使用していない。

また、本調査は、産業別の表章を行うことを目的とするものではないことから、調査結果の表章に統計基準は使用していない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票：3年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

大臣官房統計部長